役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
社外取締役 (監査等委員)	千原 真衣子	1974年５月３日生	2002年10月 2011年11月 2014年１月 2014年６月 2015年６月 2017年12月 2019年８月 2020年２月 2022年６月	弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所 片岡総合法律事務所（現弁護士法人片岡総合法律事務所）入所 同事務所パートナー就任（現任） 東京海上プライベートリート投資法人監督役員（現任） 日本アビオニクス株式会社社外監査役（現任） ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社社外監査役 株式会社ビズリーチ社外監査役 当社社外取締役（監査等委員）（現任） DM三井製糖ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 株式会社yutori社外監査役（現任）	（注）４	－
計						17,483,700

（注）１．取締役島田亨、播磨奈央子、石本忠次及び千原真衣子は、社外取締役であります。
２．当社の監査等委員会の体制は次の通りです。
委員長　播磨奈央子　委員　石本忠次　委員　千原真衣子
３．取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は、2022年７月期に係る定時株主総会終結の時から2023年７月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．監査等委員である取締役の任期は、2021年７月期に係る定時株主総会終結の時から2023年７月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
５．当社は、監査等委員会設置会社であり取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と当社グループの業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
執行役員は２名で、田中潤二（株式会社ビズリーチ取締役）、末藤梨紗子（CFO）で構成されております。
６．当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に定める補欠の監査等委員である取締役１名を選任しております。補欠の監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
服部 幸弘	1974年11月22日生	1996年4月 2004年8月 2009年4月 2013年9月 2014年8月 2020年2月	株式会社日本スポーツビジョン入社 株式会社サイバード入社 ギガフロップス株式会社監査役 株式会社エスクルー監査役 株式会社ビズリーチ入社 同社管理本部長 当社へ転籍 当社ファイナンス本部グループ戦略室長（現任）	34,000

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

ア 取締役の報酬等についての株主総会決議時に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2020年12月４日開催の臨時株主総会において年額40,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額4,000万円以内）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は６名（うち社外取締役１名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年12月４日開催の臨時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にかかる事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬等の内容に係る決定方針を任意の報酬委員会である役員報酬会議の答申を踏まえて2020年10月20日開催の取締役会において以下のとおり決定しております。

当社の取締役の報酬は、中長期的な業績及び企業価値の向上等に資するように配慮した報酬体系とし、株主総会において決定された報酬総額の範囲において、各取締役の役割・責任及び当社グループ全体の戦略策定と統制への貢献度や他社事例及び当社の業績状況等を勘案した適正な水準とすることを基本方針としたうえで、任意の報酬委員会の答申を踏まえて取締役会にて検討・決定を行うものとしております。なお、取締役の個人別の報酬は固定報酬のみとしております。

ウ 当該事業年度にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役と社外取締役により構成される任意の報酬委員会において各取締役の役割・責任及び当社グループ全体の戦略策定と統制への貢献度等の評価が行われており、当該結果をまとめた答申を踏まえて、当社の取締役会にて総合的な議論検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

エ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度等を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	ストック・オプション	業績連動報酬	
取締役(監査等委員及び社外取締役であるものを除く)	104	104	―	―	5
社外取締役(監査等委員であるものを除く)	6	6	―	―	1
社外取締役(監査等委員)	19	19	―	―	3

（注）取締役（監査等委員及び社外取締役であるものを除く）の人数に、2021年10月27日開催の第2回定時株主総会終結をもって退任いたしました取締役１名、2022年７月２日に逝去により退任いたしました取締役１名を含んでおります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウエア	５年（社内における見込利用期間）
顧客関連資産	７～10年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（３）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

（４）重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ビズリーチ事業

会員制転職プラットフォーム「ビズリーチ」を運営し、採用企業、人材紹介会社及び求職者へ当該プラットフォームを提供することで、顧客よりサービス利用料を得ています。これらのサービスは、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

直接採用企業及びヘッドハンターがビズリーチ経由で採用及び採用支援に成功した際に、顧客より採用成功報酬を得ています。これは、求職者の採用企業への入社の事実を以て基本的な履行義務が充足されると判断しており、同時点で収益を認識しております。直接採用企業が採用に成功した場合、求職者の採用企業への入社により顧客との契約において約束された求職者の想定年収等を基にした金額に基づき収益を認識しております。ヘッドハンターが採用支援に成功した際の収益に関しては、求職者の採用企業への入社により顧客との契約において約束された求職者の想定年収等を基にした金額から、早期の退職等が発生した場合の返金値引を控除した金額で測定しております。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な差異が生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。

また、早期の退職等が発生した場合の返金値引の見積控除金額は、返金負債に含めて認識しております。

② HRMOS事業

人財活用プラットフォーム「HRMOS」を運営し、プラットフォームの利用に伴い顧客よりサービス利用料を得ています。これらのサービスは、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

（５）外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（６）のれんの償却方法及び償却期間

定額法を採用しております。償却年数は７～10年としております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第１回から第23回新株予約権は、株式会社ビズリーチが発行したものであり、新株予約権に係る義務は、株式会社ビズリーチが単独株式移転により当社を設立した日（2020年２月３日）に、株式会社ビズリーチから当社が承継しております。

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日（注）１	2012年10月11日	2014年８月29日
付与対象者の区分及び人数（名）（注）２	取締役　　１ 従業員　　29 子会社役員　　２ 子会社従業員　３ 社外協力者　　４	監査役　　１ 従業員　　42 社外協力者　　３
新株予約権の数（個）　※	480　[150] （注）３	150　[100] （注）３
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 48,000　[15,000] （注）３、７	普通株式 15,000　[10,000] （注）３、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	43 （注）４、７	43 （注）４、７
新株予約権の行使期間※	2020年２月３日～ 2022年10月10日	2020年２月３日～ 2024年９月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　43 資本組入額　21.5 （注）７	発行価格　　43 資本組入額　21.5 （注）７
新株予約権の行使の条件※	（注）５	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）６	（注）６

※当事業年度の末日（2022年７月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2022年９月30日）現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．決議年月日は、株式会社ビズリーチにおける当初新株予約権の決議日を記載しております。

２．付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

３．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×分割・併合の比率

４．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

（キ）新株予約権の行使条件

上記（注）５に準じて決定します。

７．2020年11月20日開催の取締役会決議により、2020年12月７日付で普通株式１株について100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第４回新株予約権	第６回新株予約権
決議年月日（注）１	2015年４月８日	2015年12月11日
付与対象者の区分及び人数（名）（注）２	従業員　　80	取締役　　３ 従業員　　67
新株予約権の数（個）　※	250　[220] （注）３	3,036　[2,811] （注）３
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 25,000　[22,000] （注）３、７	普通株式 303,600　[281,100] （注）３、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	43 （注）４、７	100 （注）４、７
新株予約権の行使期間※	2020年２月３日～ 2025年４月７日	2020年２月３日～ 2025年12月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　43 資本組入額　21.5 （注）７	発行価格　　100 資本組入額　　50 （注）７
新株予約権の行使の条件※	（注）５	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）６	（注）６

※当事業年度の末日（2022年７月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2022年９月30日）現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１～７．「第１回新株予約権」の（注）１～７．に記載のとおりであります。